

1. 海岸保全基本計画の策定について

1. 海岸保全基本計画の策定について

1.1 背景

平成11年5月28日に公布された「改正海岸法」では、それまでの“災害からの海岸の防護（防災）”に加えて、“海岸環境の整備と保全”および“公衆の海岸の適正な利用”が法の目的に追加され、防護・環境・利用の3つの面でバランスのとれた総合的な海岸管理を目指している。さらに、砂浜が海岸保全施設として位置づけられているように、防護・環境・利用のすべての面において基礎となる砂浜の維持・回復・管理の重要性が増している。

また、「美しく、安全で、いきいきした海岸」を次世代へ継承していくことを基本的な理念として国が定めた「海岸保全基本方針」に基づき、都道府県知事は、関係市町村長、海岸管理者の意見を聴いて、地域の意見を反映した沿岸ごとの「海岸保全基本計画」を定めることとなっている。

茨城県では、平成16年6月に『茨城沿岸海岸保全基本計画』を策定し、これにもとづいて海岸保全を進めてきた。しかし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下、「東日本大震災」という）において甚大な津波被害を受けたことから、本計画の津波防護に関する見直しの必要性が生じた。

さらに、既存の海岸保全施設の老朽化が進行する中、将来を見据えた戦略的・計画的なメンテナンスが必要となっている。これらの背景を受け、平成26年6月には海岸法が一部改正され、津波・高潮等に対する防災・減災対策の推進や海岸保全施設の適切な維持管理などが追記された(図1.1)。

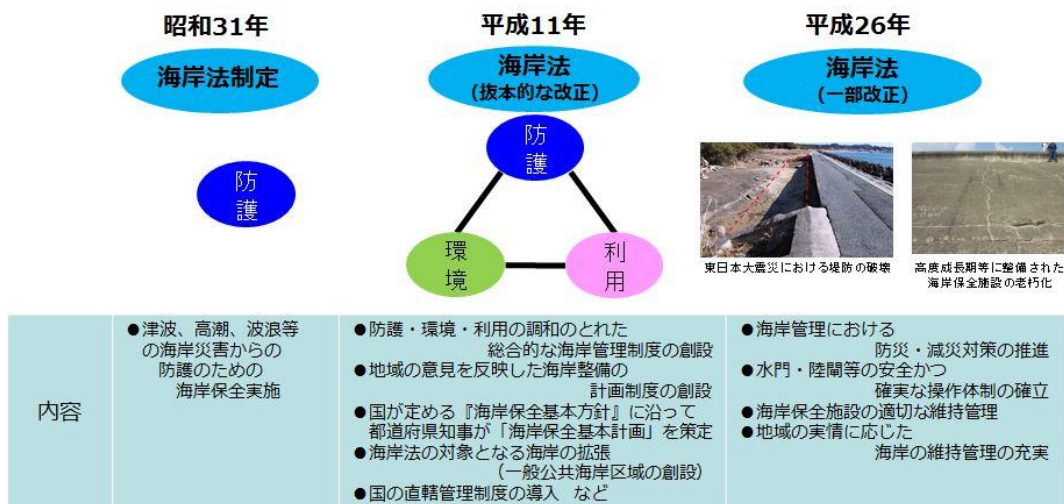


図 1.1 海岸法の変遷

本計画は、このような状況の変化を踏まえ、防災・減災の考え方や海岸保全に関する新たな知見などを反映し、『茨城沿岸海岸保全基本計画』を改訂したものである。図 1.2 に策定の経緯を示す。

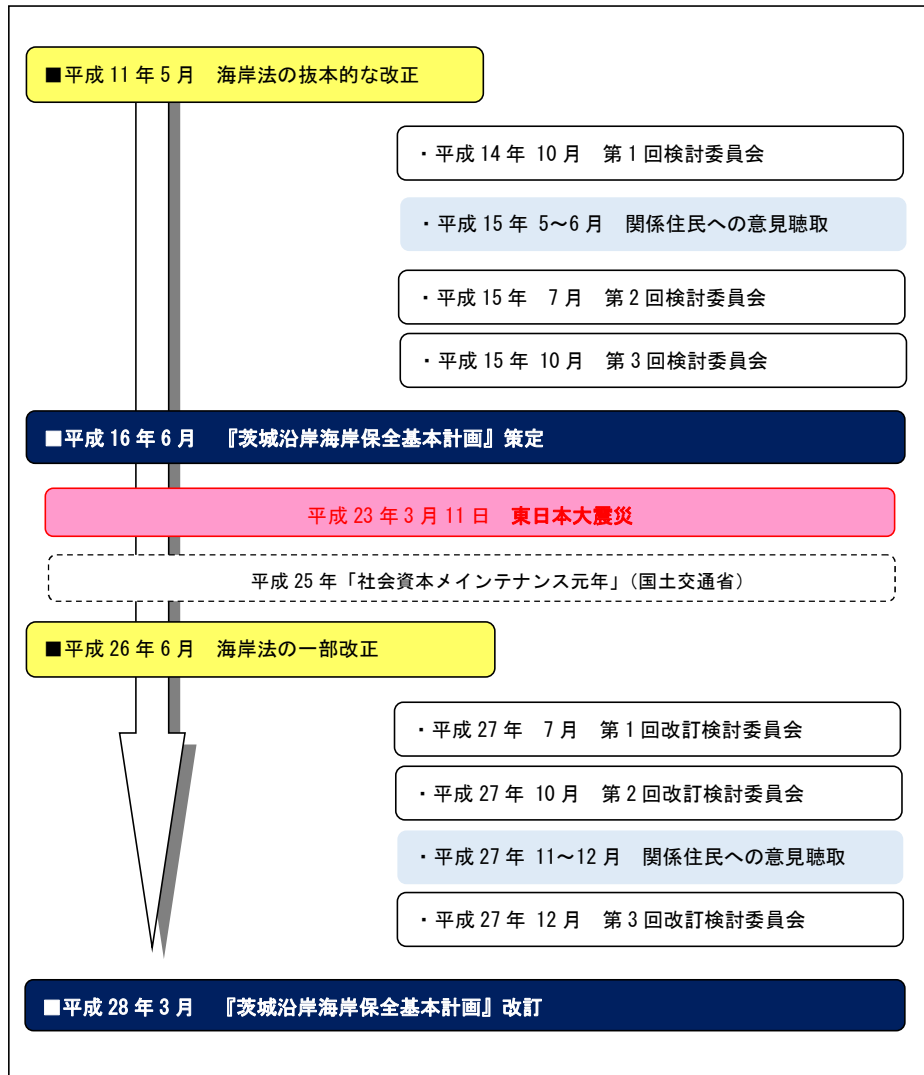


図 1.2 『茨城沿岸海岸保全基本計画』策定の経緯

1.3 計画対象範囲

本計画の対象範囲は福島県境から千葉県境までの約 194km とする（図 1.4, 表 1.1）。

また岸沖方向の対象範囲については，防護・利用・環境の取組みの目的，内容，関連性によって適切な範囲を柔軟に設定する。表 1.2 に，茨城沿岸における計画の対象とする海岸の一覧を示す。

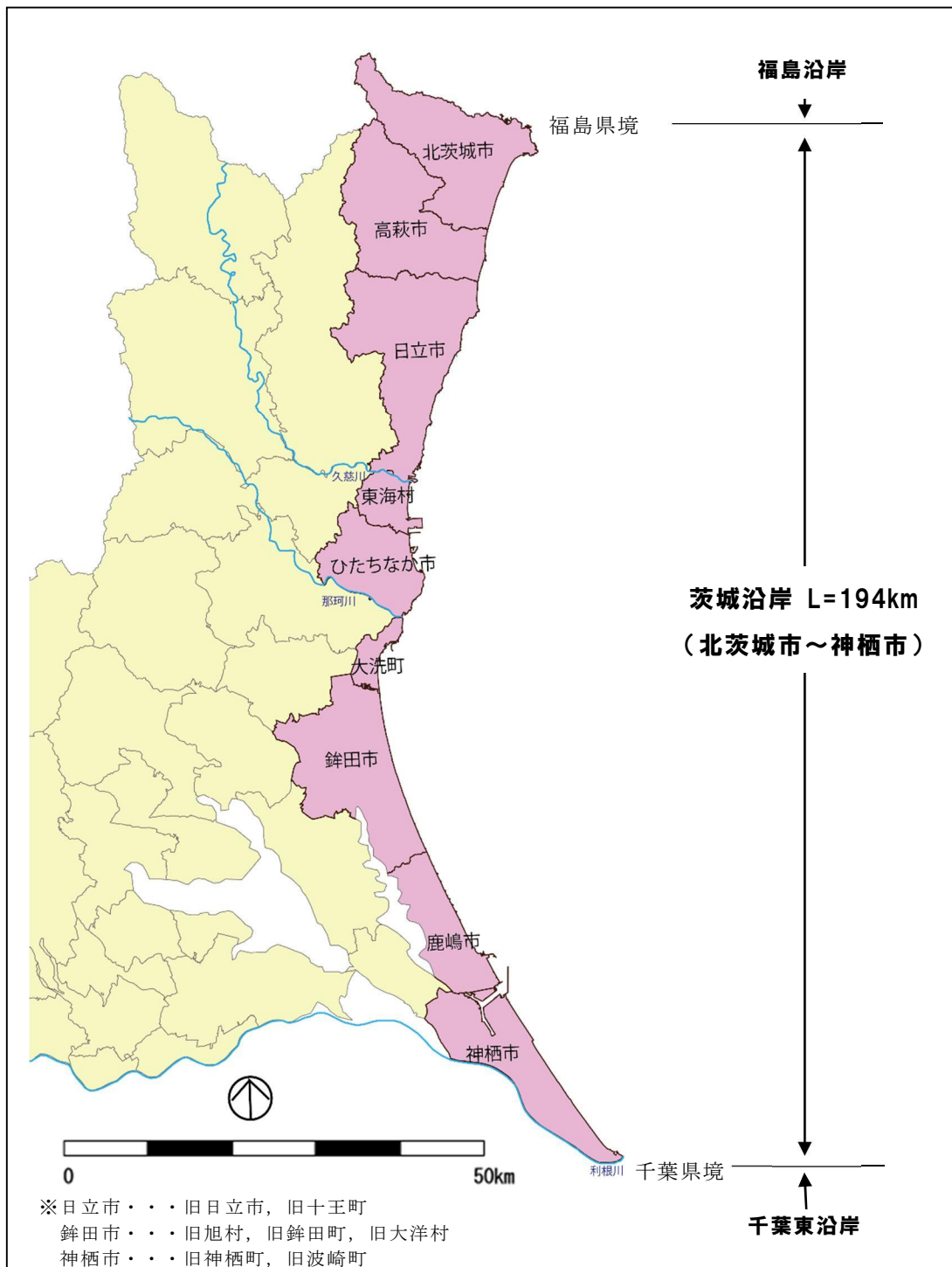


図 1.4 計画対象範囲

表 1.1 茨城沿岸の市町村別海岸線延長

沿岸名 茨城沿岸		
都道府県名		茨城県
境 界		福島県境～千葉県境
沿岸総延長		194,157m
沿岸市町村	北茨城市	20,251m
	高萩市	6,661m
	日立市	34,997m
	東海村	10,421m
	ひたちなか市	16,434m
	大洗町	13,702m
	鉾田市	20,311m
	鹿嶋市	22,735m
	神栖市	47,480m

平成26年3月31日現在

※沿岸総延長は、河口部を含んでいるため、沿岸市町村の延長の合計とは一致しない。

※日立市・・・旧日立市，旧十王町（平成16年11月合併）

鉾田市・・・旧旭村，旧鉾田町，旧大洋村（平成17年10月合併）

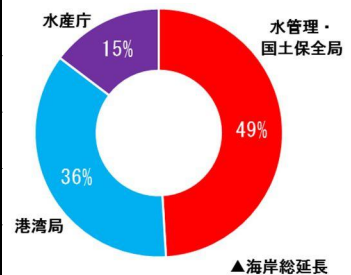
神栖市・・・旧神栖町，旧波崎町（平成17年8月合併）

※茨城県では、国の3つの所管に分かれて海岸管理を行っている。

■茨城沿岸 所管別海岸延長

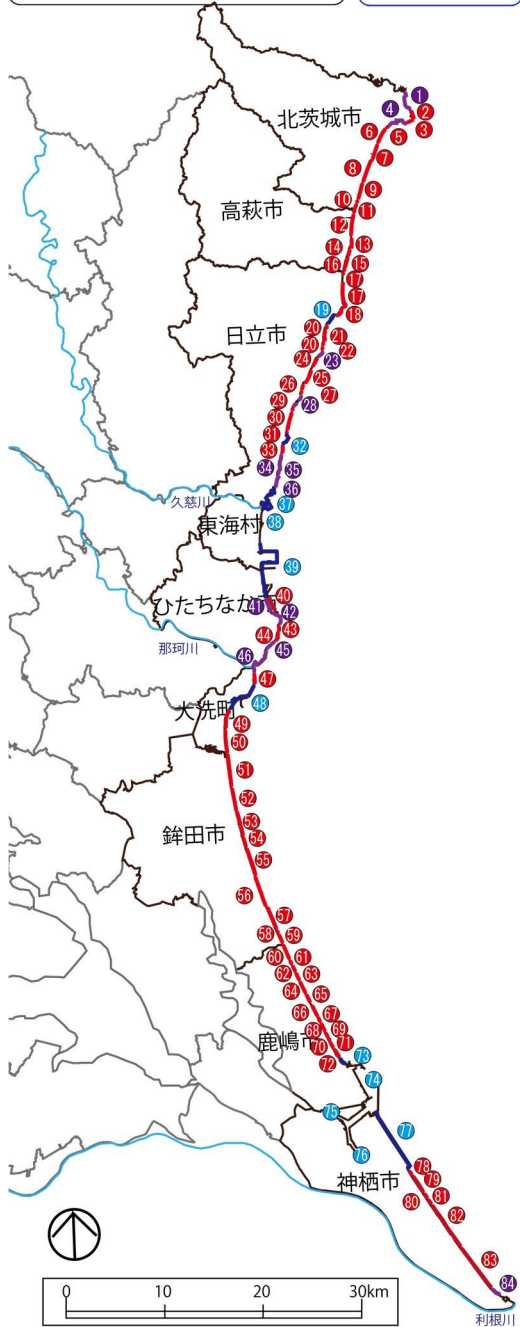
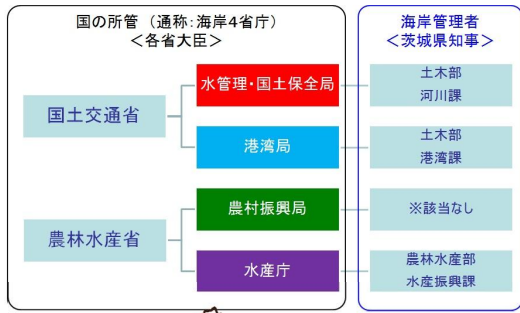
平成26年3月31日現在（単位：m）

国の所管		管理者	海岸線 総延長	要保全延長	海岸保全区域 指定延長	
国土交通省	水管理・ 国土保全局	土木部	河川課	95,285	93,963	89,693
	港湾局		港湾課	70,366	15,199	15,199
農林水産省 水産庁		農林水産部 水産振興課	28,506	12,836	12,836	
計			194,157 (うち、950m重複)	122,699 (うち、950m重複)	118,429 (うち、950m重複)	



※農林水産省農村振興局所管（農地海岸）はない。

表 1.2 茨城沿岸の計画対象の海岸一覧



- 国土交通省 水管理・国土保全局 所管海岸
- 国土交通省 港湾局 所管海岸
- 農林水産省 水産庁 所管海岸

市町村名	海岸名	No.	地区海岸名	所管
①北茨城市	平潟漁港海岸	1	-	農林水産省 水産庁
	北茨城海岸	2	五浦地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
			一般公共海岸	
	北茨城海岸	3	大津地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
	大津漁港海岸	4		農林水産省 水産庁
			二級河川 里根川	
			二級河川 江戸上川	
	大津漁港海岸	4		農林水産省 水産庁
	北茨城海岸	5	神岡下地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
	北茨城海岸	6	神岡上地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
②高萩市	北茨城海岸	7	磯原地区海岸	農林水産省 水産庁
			二級河川 大北川	
	北茨城海岸	8	下桜井地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
			二級河川 塩田川	
	北茨城海岸	11	小野矢指地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
	高萩海岸	12	赤浜地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
			一般公共海岸(佐々木浜)	
	高萩海岸	13	高戸地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
			二級河川 関根川	
	高萩海岸	14	有明地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
③日立市	高萩海岸	15	高浜地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
	高萩海岸	16	石港地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
			二級河川 小石川	
	日立海岸	17	伊勢地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
			一般公共海岸	
	日立海岸	17	伊勢地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
			二級河川 十王川	
	日立海岸	18	川尻地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
			二級河川 東連津川	
	日立海岸	20	小高地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
④東海村	日立海岸	21	小高地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
			二級河川 小高川	
	日立海岸	22	田尻地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
	日立海岸	23	-	農林水産省 水産庁
	日立海岸	24	積川地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
			一般公共海岸	
	日立海岸	25	宮田地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
			二級河川 富田川	
	日立海岸	26	助川地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
	日立海岸	27	谷通地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
⑤ひたちなか市	会瀬漁港海岸	28	-	農林水産省 水産庁
	日立海岸	29	成沢地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
			二級河川 鮎川	
	日立海岸	30	多賀地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
			二級河川 桜川	
	日立海岸	31	河原子地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
	日立海岸	32	-	国土交通省 港湾局
	日立海岸	33	金沢地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
			二級河川 金沢川	
	日立海岸	33	金沢地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
⑥大洗町	水木漁港海岸	34	水木地区海岸	農林水産省 水産庁
			二級河川 大沼川	
	水木漁港海岸	35	大みか地区海岸	農林水産省 水産庁
	久慈漁港海岸	36	-	
	日立港区海岸	37	久慈地区海岸	国土交通省 港湾局
			二級河川 久慈川	
			一般公共海岸	
	(仮称)常陸那珂港区海岸	39	-	国土交通省 港湾局
	ひたちなか海岸	40	阿字ヶ浦地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
	磯崎漁港海岸	41	阿字ヶ浦地区海岸	農林水産省 水産庁
⑦鹿嶋市	磯崎漁港海岸	42	磯崎地区海岸	農林水産省 水産庁
	ひたちなか海岸	43	磯崎地区海岸	農林水産省 水産庁
	平磯漁港海岸	44	平磯地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
	那珂湊漁港海岸	45	-	農林水産省 水産庁
			二級河川 那珂川	
	那珂湊漁港海岸	46	-	農林水産省 水産庁
			二級河川 那珂川	
	大洗海岸	47	磯浜地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
	(仮称)大洗港区海岸	48	-	国土交通省 港湾局
	大洗海岸	49	大貫地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
⑧鹿嶋市	大洗海岸	50	成田地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
			二級河川 成田川	
			二級河川 上釜川	
			二級河川 五田川	
			二級河川 下田川	
			二級河川 粕川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
⑨神栖市	神栖海岸	51	上釜地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
			二級河川 上釜川	
			二級河川 五田川	
			二級河川 下田川	
			二級河川 粕川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
⑩神栖市	神栖海岸	52	粕川地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
			二級河川 粕川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
⑪神栖市	神栖海岸	53	下田地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
			二級河川 下田川	
			二級河川 粕川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
⑫神栖市	神栖海岸	54	粕川地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
			二級河川 粕川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
⑬神栖市	神栖海岸	55	大田地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
⑭神栖市	神栖海岸	56	大田地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
⑮神栖市	神栖海岸	57	大田地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
⑯神栖市	神栖海岸	58	大田地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
⑰神栖市	神栖海岸	59	大田地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
⑱神栖市	神栖海岸	60	大田地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
⑳神栖市	神栖海岸	61	大田地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
㉑神栖市	神栖海岸	62	大田地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
㉒神栖市	神栖海岸	63	大田地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
㉓神栖市	神栖海岸	64	大田地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
㉔神栖市	神栖海岸	65	大田地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
㉕神栖市	神栖海岸	66	大田地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
㉖神栖市	神栖海岸	67	大田地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
㉗神栖市	神栖海岸	68	大田地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
㉘神栖市	神栖海岸	69	大田地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
㉙神栖市	神栖海岸	70	大田地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
㉚神栖市	神栖海岸	71	大田地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川 大田川	
			二級河川	

1.4 海岸保全基本計画において定める事項

(『海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針』(平成27年2月2日告示)より)

1.4.1 海岸の保全に関する基本的な事項

(1) 海岸の保全に関する基本的な事項

海岸の保全を図っていくに当たっての基本的な事項として定めるものは、次の事項とする。

イ 海岸の現況及び保全の方向に関する事項

自然的特性や社会的特性等を踏まえ、沿岸の長期的な在り方を定める。

ロ 海岸の防護に関する事項

防護すべき地域、防護水準等の海岸の防護の目標及びこれを達成するために実施しようとする施策の内容を定める。

ハ 海岸環境の整備及び保全に関する事項

海岸環境を整備し、及び保全するために実施しようとする施策の内容を定める。

ニ 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

海岸における公衆の適正な利用を促進するために実施しようとする施策の内容を定める。

(2) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

沿岸の各地域ごとの海岸において海岸保全施設を整備していくに当たっての基本的な事項として定めるものは次の事項とする。

① 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項

イ 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域

一連の海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域を定める。

ロ 海岸保全施設の種類、規模及び配置

イの区域ごとに海岸保全施設の種類、規模及び配置について定める。

ハ 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

海岸保全施設の新設又は改良によって津波、高潮等による災害や海岸侵食から防護される地域及びその地域の土地利用の状況等を示す。

② 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

イ 海岸保全施設の存する区域

維持又は修繕の対象となる海岸保全施設が存する区域を定める。

ロ 海岸保全施設の種類、規模及び配置

イの区域ごとに存する海岸保全施設の種類、規模及び配置について定める。

ハ 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

ロの海岸保全施設の種類ごとに、海岸保全施設の維持又は修繕の方法について定める。

1.4.2 留意すべき重要事項

海岸保全基本計画を作成するに当たって留意すべき重要事項は次のとおりである。

(1) 関連計画との整合性の確保

国土の利用，開発及び保全に関する計画，環境保全に関する計画，国土強靱化に関する計画，地域計画等関連する計画との整合性を確保する。

(2) 関係行政機関との連携調整

海岸に係る行政機関と十分な連携と緊密な調整を図る。

(3) 地域住民の参画と情報公開

計画の策定段階で必要に応じ開催される公聴会等だけでなく，計画が実効的かつ効率的に執行できるよう，実施段階においても適宜地域住民の参画を得る。また，計画の策定段階から，計画の実現によりもたらされる防護，環境及び利用に関する状況について必要に応じ示す等，事業の透明性の向上を図るため，海岸に関する情報を広く公開する。

(4) 計画の見直し

地域の状況変化や社会経済状況の変化等に応じ，計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し，適宜見直しを行う。